

承認申請関係資料

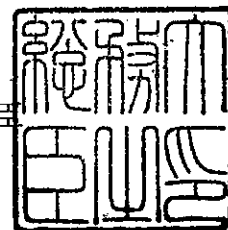
- 資料 2－1 基幹統計調査の変更について（申請）
- 資料 2－2 申請事項記載書（小売物価統計調査）
- 資料 2－3 調査計画（変更後）
- 資料 2－4 小売物価統計調査の実施の必要性
- 資料 2－5 小売物価統計調査の利用実態
- 資料 2－6 基幹統計調査の中止について（申請）
- 資料 2－7 申請事項記載書（全国物価統計調査）
- 資料 2－8 調査計画（直近）
- 資料 2－9 全国物価統計調査の調査票



総 統 物 第 166 号
平成 23 年 11 月 9 日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

小売物価統計調査

主管部課	統計局統計調査部消費統計課物価統計室		
事務担当者	須藤 英明	電話 03 (5273) 1179	e-mail w-bukka@soumu. go. jp



別紙

申請事項記載書

1 調査の名称 小売物価統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由
2 調査の目的 小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにするとともに、<u>毎年の地域別、事業所の形態別等の構造</u>を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。 4 報告を求める者 （１）数 <u>【動向編】</u> 約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯 <u>【構造編（地域別）】</u> 約 500 事業所 <u>【構造編（店舗形態別）】</u> 約 1,000 事業所 <u>【構造編（銘柄別）】</u> 約 15 事業所 （２）選定の方法（□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出） <u>【動向編】</u> ア 無作為抽出 別表１の２の項に掲げる品目「家賃（民営借家）」については、	2 調査の目的 小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。 4 報告を求める者 （１）数 約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯 （２）選定の方法（□全数 ■無作為抽出 ■有意抽出） ア 無作為抽出 別表１の２の項に掲げる品目「家賃（民営借家）」については、	2 調査の拡充に伴い、物価の構造面の把握に関する目的を追加するため。 4（１） 報告を求める者の「数」について、「動向編」と「構造編」に分けて整理するため。 4（２） 「選定の方法」について「動向編」と「構造編」に分けて整理するため。

総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

イ 有意抽出

(ア) 別表 1 の 1 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(イ) (略)

(ウ) (略)

【構造編（地域別）】

別表 1 の 5 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（店舗形態別）】

別表 1 の 6 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（銘柄別）】

別表 1 の 7 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(2) 基準となる期日又は期間

総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

イ 有意抽出

(ア) 別表 1 の 1 の項に掲げる品目 (以下「調査員調査品目(家賃(民営借家)を除く。)」という。)については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(イ) (略)

(ウ) (略)

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(2) 基準となる期日又は期間

4 (2) イ (ア)
別表 1 に 5、6 及び 7 の項を追加したことに伴い、「調査員調査品目(家賃(民営借家)を除く。)」に該当する箇所を別表 1 の 1 の項、5 の項、6 の項及び 7 の項に変更したため。

以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難い場合は、総務大臣が別に定める期日とする。 ア <u>別表１の１の項、５の項、６の項及び７の項（以下「調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）」という。）</u> 毎月の１２日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の５日、１２日及び２２日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日	以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難い場合は、総務大臣が別に定める期日とする。 ア <u>調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）</u> 毎月の１２日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の５日、１２日及び２２日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日	５（２）ア ４（２）イ（ア）の変更に伴い、表現を整理するため。
６ 報告を求めるために用いる方法 （２）調査方法（☒調査員調査 ☐郵送調査 ☐オンライン調査 ☒その他（都道府県調査及び総務省調査）） イ 統計調査員 （ア）統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表１の１の項、<u>２の項、５の項、６の項及び７の項</u>に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。	６ 報告を求めるために用いる方法 （２）調査方法（☒調査員調査 ☐郵送調査 ☐オンライン調査 ☒その他（都道府県調査及び総務省調査）） イ 統計調査員 （ア）統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表１の１の項<u>及び２の項</u>に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。	６（２）イ（ア） 別表１に５、６及び７の項を追加したことに伴い、「調査員調査品目」に該当する箇所を別表１の１の項、２の項、５の項、６の項及び７の項に変更したため。
７ 報告を求める期間 （１）調査の周期 <u>【動向編】</u> 毎月	７ 報告を求める期間 （１）調査の周期 毎月	７（１） 「報告を求める期間」について「動向編」と「構

<u>【構造編（地域別）】</u> <u>隔月（奇数月）（平成 25 年 1 月以降）</u> <u>【構造編（店舗形態別、銘柄別）】</u> <u>隔月（偶数月）（平成 25 年 1 月以降）</u> 8 集計事項 次の事項について集計する。 <u>【動向編】</u> （１）調査品目の価格 <u>主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市）</u> <u>全国統一価格品目の価格</u> <u>主要品目の年平均価格（市町村別）</u> （２）消費者物価指数 ア 基本分類指数 <u>全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数</u> イ 財・サービス分類指数 <u>全国、東京都区部の指数</u> ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、<u>連鎖指数</u> <u>全国の指数</u> エ 中間年バスケット指数 <u>全国の指数</u>	8 集計事項 次の事項について集計する。 （１）調査品目の価格 <u>市町村別</u> （２）消費者物価指数 ア 基本分類指数 <u>（ア）全国</u> <u>（イ）都市階級別</u> <u>（ウ）地方別</u> <u>（エ）都市別</u> イ 財・サービス分類指数 <u>（ア）全国</u> <u>（イ）東京都区部</u> ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、<u>総世帯指数</u> <u>全国</u> エ <u>連鎖基準指数及び</u>中間年バスケット指数 <u>全国</u>	造編」に分けて整理するため。 8 「集計事項」について「動向編」と「構造編」に分けて整理するため。 8（２） 「別表 2 調査結果の公表の方法及び期日一覧」との対応、表現を整理するため。
--	--	--

【構造編（地域別）】

（１）調査品目の価格

年平均価格（市町村別）

（２）地域差指数

動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数

【構造編（店舗形態別）】

動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）

【構造編（銘柄別）】

主要銘柄の年平均価格（東京都区部）

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネット (e-Stat) への掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表２）。

オ 地域差指数

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表２）。

9

インターネットへの掲載場所（e-Stat）を追加するため。

注) 適用年月

別表１の１の項の「演劇観覧料」を削る部分及び別表１の４の項の「演劇観覧料」を加える部分については、平成２２年１１月分調査から適用する。

また、別表１の１の項の「丸干しいわし」、「福神漬」及び「かわらせんべい」を削る部分、「えびフライ」を「フライ」に変更する部分、「みそ汁」を削る部分、「浴槽」を「システムバス」に、「石油ストーブ」を「石油暖房器具」に、「蛍光灯器具」を「照明器具」に変更する部分、「やかん」及び「レンジ台」を削る部分、「蛍光ランプ」を「照明ランプ」に、「男子ブリーフ」を「男子パンツ」に、「スリッパ」を「ランジェリー」に変更する部分、「婦人草履」、「サプリメント（通信販売によるものを除く。）」及び「ステレオ」を削る部分、「パーソナルコンピュータ用プリンタ」を「プリンタ」に変更する部分、「テレビ修理代」、「アルバム」、「サッカーボール」、「フィルム」、「時計修理代」、「はまだい」及び「たかご」を削る部分、別表１の３の項の「宿泊料（民営宿泊施設）」を「宿泊料」に変更する部分、別表１の４の項の「サプリメント（通信販売によるもの）」を「サプリメント」に、「郵便料」を「信書送達料」に、「フィルター付きたばこ 両切たばこ」を「たばこ」に、「通所介護料 在宅介護料」を「介護料」に変更する部分並びに「宿泊料（民営宿泊施設に係るものを除く。）」を削る部分については、平成２４年１月分調査から適用する。

別表 1

品 目		調査区分
【動向編】		
1	うるち米 もち米 食パン あんパン カレーパン ゆでうどん 干しうどん スパゲッティ 即席めん 生中華めん ゆで沖縄そば 小麦粉 もち さけ た こ えび あさり ほたて貝 塩さけ たらこ しら す干し 干しあじ ししゃも いくら 煮干し さつ ま揚げ ちくわ かまぼこ かつお節 魚みそ漬 塩 辛 魚介つくだ煮 まぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコン ポーク缶詰 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨーグルト 鶏卵 もやし さつまいも じゃがいも さといも にんじ ん ごぼう ながいも しょうが 生しいたけ えの きだけ しめじ あずき 干しいたけ のり わか め こんぶ ひじき 豆腐 油揚げ 納豆 こんにゃ く 梅干し たくあん漬 はくさい漬 キムチ こん ぶつくだ煮 スイートコーン缶詰 レモン グレープ フルーツ オレンジ キウイフルーツ みかん缶詰 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース トマトケチャップ マヨネーズ ドレッ シング ジャム カレールウ 即席スープ 風味調味 料 液体調味料 ふりかけ 中華合わせ調味料 パス タソース 混ぜごはんのもと ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケーキ シュークリーム ブ リン ゼリー ビスケット あめ せんべい チョコ レート 落花生 チューインガム アイスクリーム ポテトチップス 弁当 すし（弁当） 調理パン おに ぎり 冷凍調理ピラフ 調理パスタ うなぎかば焼き サラダ 煮豆 コロッケ 豚カツ からあげ やきと り 冷凍調理コロッケ 冷凍調理ハンバーグ 調理カ レー ぎょうざ 焼き魚 きんぴら 緑茶 紅茶 茶 飲料 コーヒー豆 コーヒー飲料 インスタントコー ヒー 果実飲料 野菜ジュース コーラ 乳酸菌飲料 スポーツドリンク ミネラルウォーター 清酒 焼ち ゅう ウイスキー ワイン ビール 発泡酒 チュー ハイ ビール風アルコール飲料 うどん 中華そば	調査員調 査品目

別表 1

品 目		調査区分
1	うるち米 もち米 食パン あんパン カレーパン ゆでうどん 干しうどん スパゲッティ 即席めん 生中華めん ゆで沖縄そば 小麦粉 もち さけ たこ えび あさり ほたて貝 塩さけ たらこ しらす干し 干しあじ ししゃも いくら 煮干し さつま揚げ ちくわ かまぼこ かつお節 魚みそ 漬 塩辛 魚介つくだ煮 まぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコン ポー ク缶詰 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨーグ ルト 鶏卵 もやし さつまいも じゃがいも さ といも にんじん ごぼう ながいも しょうが 生しいたけ えのきだけ しめじ あずき 干しし いたけ のり わかめ こんぶ ひじき 豆腐 油 揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し たくあん漬 は くさい漬 キムチ こんぶつくだ煮 スイートコー ン缶詰 レモン グレープフルーツ オレンジ キ ウイフルーツ みかん缶詰 食用油 マーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース トマト ケチャップ マヨネーズ ドレッシング ジャム カレールウ 即席スープ 風味調味料 液体調味料 ふりかけ 中華合わせ調味料 パスタソース 混ぜ ごはんのもと ようかん まんじゅう だいふく餅 カステラ ケーキ シュークリーム ブリン ゼリ ー ビスケット あめ せんべい チョコレート 落花生 チューインガム アイスクリーム ポテト チップス 弁当 すし（弁当） 調理パン おにぎ り 冷凍調理ピラフ 調理パスタ うなぎかば焼き サラダ 煮豆 コロッケ 豚カツ からあげ やき とり 冷凍調理コロッケ 冷凍調理ハンバーグ 調 理カレー ぎょうざ 焼き魚 きんぴら 緑茶 紅 茶 茶飲料 コーヒー豆 コーヒー飲料 インスタ ントコーヒー 果実飲料 野菜ジュース コーラ 乳酸菌飲料 スポーツドリンク ミネラルウォータ ー 清酒 焼ちゅう ウイスキー ワイン ビール 発泡酒 チューハイ ビール風アルコール飲料 う どん 中華そば 沖縄そば スパゲッティ（外食）	調査員調 査品目

別表 1

「品目」について「動向
編」と「構造編」に分け
て整理するため。

沖縄そば スパゲッティ (外食) すし (外食) 親子
どんぶり 天どん 牛どん カレーライス ぎょうざ
(外食) ハンバーグ フライ 焼肉 お子様ランチ
サンドイッチ (外食) ハンバーガー ピザパイ (配達)
ドーナツ フライドチキン コーヒー ビール (外食)
システムキッチン システムバス 温水洗浄便座 給
湯機 板材 錠 塗料 畳表取替費 板ガラス取替費
ふすま張替費 大工手間代 左官手間代 植木職手間
代 塀工事費 水道工事費 ルームエアコン取付け料
プロパンガス 灯油 自動炊飯器 電子レンジ 電気
ポット ガステーブル 電気冷蔵庫 電気掃除機 電
気洗濯機 電気アイロン ルームエアコン 石油暖房
器具 電気カーペット 整理だんす 食堂セット 食
器戸棚 目覚まし時計 照明器具 カーペット カー
テン ベッド 布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶
わん 皿 コーヒーわん皿 ガラスコップ ワイング
ラス 台所用密閉容器 なべ フライパン たわし
浄水器 照明ランプ タオル マット ビニールホー
ス ヘルスメーター ラップ ポリ袋 ティッシュペー
パー トイレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤
殺虫剤 防虫剤 芳香消臭剤 柔軟仕上剤 キッチン
ペーパー モップレンタル料 振袖 袋帯 背広服
男子上着 男子ズボン 男子コート 男子学生服 ワ
ンピース 婦人スーツ スカート 婦人スラックス
婦人オーバー 婦人ブレザー 女子学生服 男児ズボ
ン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシ
ャツ 男子セーター 婦人ブラウス 婦人Tシャツ
婦人セーター 子供Tシャツ 男子シャツ 男子パン
ツ 男子パジャマ ブラジャー 婦人ショーツ ラン
ジェリー 子供シャツ 帽子 ネクタイ 男子靴下
パンティストッキング 婦人ソックス ベルト マフ
ラー 男子靴 婦人靴 運動靴 子供靴 スリッパ
婦人サンダル 洗濯代 靴修理代 被服賃借料 感冒
薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 は
り薬 目薬 鼻炎薬 漢方薬 浴用剤 生理用ナプキ
ン 紙おむつ 眼鏡 コンタクトレンズ 体温計 血
圧計 コンタクトレンズ用剤 マッサージ料金 自転
車 自動車ガソリン 自動車タイヤ 自動車バッテリ
ー カーナビゲーション ETC車載器 自動車ワッ
クス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫借料
駐車料金 洗車代 電話機 携帯電話機 運送料 テ

すし (外食) 親子どんぶり 天どん 牛どん カ
レーライス ぎょうざ (外食) ハンバーグ フラ
イ 焼肉 お子様ランチ サンドイッチ (外食) ハ
ンバーガー ピザパイ (配達) ドーナツ フライ
ドチキン コーヒー ビール (外食) システムキ
ッチン システムバス 温水洗浄便座 給湯機 板
材 錠 塗料 畳表取替費 板ガラス取替費 ふす
ま張替費 大工手間代 左官手間代 植木職手間代
塀工事費 水道工事費 ルームエアコン取付け料
プロパンガス 灯油 自動炊飯器 電子レンジ 電
気ポット ガステーブル 電気冷蔵庫 電気掃除機
電気洗濯機 電気アイロン ルームエアコン 石油
暖房器具 電気カーペット 整理だんす 食堂セッ
ト 食器戸棚 目覚まし時計 照明器具 カーペッ
ト カーテン ベッド 布団 毛布 敷布 布団カ
バー 飯茶わん 皿 コーヒーわん皿 ガラスコッ
プ ワイングラス 台所用密閉容器 なべ フライ
パン たわし 浄水器 照明ランプ タオル マッ
ト ビニールホース ヘルスメーター ラップ ポ
リ袋 ティッシュペーパー トイレットペーパー 台
所用洗剤 洗濯用洗剤 殺虫剤 防虫剤 芳香消臭
剤 柔軟仕上剤 キッチンペーパー モップレンタ
ル料 振袖 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン
男子コート 男子学生服 ワンピース 婦人スーツ
スカート 婦人スラックス 婦人オーバー 婦人ブ
レザー 女子学生服 男児ズボン 女児スカート
乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セー
ター 婦人ブラウス 婦人Tシャツ 婦人セーター
子供Tシャツ 男子シャツ 男子パンツ 男子パジ
ャマ ブラジャー 婦人ショーツ ランジェリー
子供シャツ 帽子 ネクタイ 男子靴下 パンティ
ストッキング 婦人ソックス ベルト マフラー
男子靴 婦人靴 運動靴 子供靴 スリッパ 婦人
サンダル 洗濯代 靴修理代 被服賃借料 感冒薬
胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり
薬 目薬 鼻炎薬 漢方薬 浴用剤 生理用ナプキ
ン 紙おむつ 眼鏡 コンタクトレンズ 体温計
血圧計 コンタクトレンズ用剤 マッサージ料金
自転車 自動車ガソリン 自動車タイヤ 自動車バ
ッテリー カーナビゲーション ETC車載器 自
動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料

	レビ 携帯型オーディオプレーヤー ビデオレコーダー カメラ ビデオカメラ 学習机 パーソナルコンピュータ プリンタ 電子辞書 ボールペン マーキングペン ノートブック O A用紙 プリンタ用インク セロハン粘着テープ 筆入れ グローブ ゴルフクラブ テニスラケット 釣ざお トレーニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立がん具 家庭用ゲーム機 ゲームソフト 記録型ディスク ビデオソフト メモリーカード ペットフード ペット美容院代 園芸用肥料 園芸用土 植木鉢 乾電池 月謝(学習塾に係るものを除く。) 映画観覧料 ゴルフ練習料金 フィットネスクラブ使用料 カラオケルーム使用料 写真プリント代 ビデオソフトレンタル料 獣医代 理髪料 パーマネント代 ヘアーカット代 ヘアカラーリング代 エステティック料金 電気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん 洗顔料 シャンプー 歯磨き ヘアコンディショナー ヘアカラー 整髪料 ヘアトニック クリーム 化粧水 ファンデーション 口紅 乳液 ボディーソープ 男子洋傘 通学用かばん ハンドバッグ(輸入品を除く。) 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチーフ				
	まぐろ あじ いわし かつお かれい さば さんま たい ぶり いか かき(貝) キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス ブロッコリー アスパラガス だいこん たまねぎ れんこん えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす トマト ピーマン にがうり とうが りんご みかん いよかん なし ぶどう かき(果物) もも すいか メロン いちご さくらんぼ パナナ 切り花	調査員調査品目 (うち一部の生鮮食料品等)			
2	家賃(民営借家)	調査員調査品目			
3	学校給食費 家賃(公的住宅) 水道料 家政婦給料 清掃代 下水道料金 診察料(国民健康保険) 入院費 人間ドック受診料 予防接種料 P T A会費 バス代 タクシー代 自動車免許手数料 中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大学授業料 幼稚園保育料 専門学校授業料 月謝(学習塾) 予備校授業料 新聞代(地方・ブロック紙) 自動車教習料 ケーブルテレビ利用料 ゴルフプレー料 テニスコート使用料 プール使用料 ボウリングゲーム代 美術館入館料(公立) 入浴料 印鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 パス	都道府県調査品目			
	車庫借料 駐車料金 洗車代 電話機 携帯電話機 運送料 テレビ 携帯型オーディオプレーヤー ビデオレコーダー カメラ ビデオカメラ 学習机 パーソナルコンピュータ プリンタ 電子辞書 ボールペン マーキングペン ノートブック O A用紙 プリンタ用インク セロハン粘着テープ 筆入れ グローブ ゴルフクラブ テニスラケット 釣ざお トレーニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立がん具 家庭用ゲーム機 ゲームソフト 記録型ディスク ビデオソフト メモリーカード ペットフード ペット美容院代 園芸用肥料 園芸用土 植木鉢 乾電池 月謝(学習塾に係るものを除く。) 映画観覧料 ゴルフ練習料金 フィットネスクラブ使用料 カラオケルーム使用料 写真プリント代 ビデオソフトレンタル料 獣医代 理髪料 パーマネント代 ヘアーカット代 ヘアカラーリング代 エステティック料金 電気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん 洗顔料 シャンプー 歯磨き ヘアコンディショナー ヘアカラー 整髪料 ヘアトニック クリーム 化粧水 ファンデーション 口紅 乳液 ボディーソープ 男子洋傘 通学用かばん ハンドバッグ(輸入品を除く。) 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチーフ				
2	家賃(民営借家)				
3	学校給食費 家賃(公的住宅) 水道料 家政婦給料 清掃代 下水道料金 診察料(国民健康保険) 入院費 人間ドック受診料 予防接種料 P T A会費 バス代 タクシー代 自動車免許手数料 中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大学授業料 幼稚園保育料 専門学校授業料 月謝(学習塾) 予備校授業料 新聞代(地方・ブロック紙)	都道府県調査品目			

一部の生鮮食料品等について明記するため。

	ポート取得料 保育所保育料 宿泊料	
4	家賃（独立行政法人都市再生機構） 火災保険料 電気代 ガス代 リサイクル料金 サプリメント 診 察料（国民健康保険によるものを除く。） 鉄道 運賃 航空運賃 外国パック旅行費 乗用車 高速自 動車道路料金 自動車保険料 信書送達料 通話料 レンタカー料金 学習参考書 教科書 ピアノ コンパクトディスク 新聞代（全国紙） 月刊誌 週刊誌 辞書 単行本 放送受信料 演劇観覧料 プロ野球観覧料 サッカー観覧料 競馬場入場料 美術館入館料（独立行政法人） インターネット 接続料 音楽ダウンロード料 ハンドバッグ（輸入品） たばこ 介護料 振込手数料 傷害保険料 遊園地入園料	総務省調 査品目
<u>【構造編】</u>		
5	<u>うるち米 食パン あんパン カレーパン 干しうど ん 即席めん たらこ さつま揚げ ちくわ かまぼ こ 牛肉 豚肉 鶏肉 ハム ソーセージ 牛乳 ヨ ーグルト 鶏卵 のり こんぶ 納豆 こんにやく 梅干し こんぶつくだ煮 食用油 しょう油 みそ 砂糖 マヨネーズ ビスケット あめ せんべい チ ョコレート アイスクリーム ゼリー ポテトチップ ス おにぎり サラダ コロッケ インスタントコー ヒー 清酒 焼ちゅう ビール 発泡酒 ビール風ア ルコール飲料 ラップ ティッシュペーパー トイレッ トペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 化粧石けん 歯磨き ヘアコンディショナー 整髪料 化粧水 ボ ディーソープ</u>	調査員調 査品目
6	<u>うるち米 豚肉 コロッケ ビール ティッシュペーパ ー 洗濯用洗剤 ドリンク剤 紙おむつ シャンプー</u>	調査員調 査品目
7	<u>生中華めん ヨーグルト 液体調味料 洗濯用洗剤 男子靴下 婦人ソックス テレビ 携帯型オーディオ プレーヤー 家庭用ゲーム機</u>	調査員調 査品目

	自動車教習料 ケーブルテレビ利用料 ゴルフプレ ー料 テニスコート使用料 プール使用料 ボウリ ングゲーム代 美術館入館料（公立） 入浴料 印 鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取得料 保育所保育料 宿泊料	
4	家賃（独立行政法人都市再生機構） 火災保険料 電気代 ガス代 リサイクル料金 サプリメント 診察料（国民健康保険によるものを除く。） 鉄道 運賃 航空運賃 外国パック旅行費 乗用車 高速 自動車道路料金 自動車保険料 信書送達料 通話 料 レンタカー料金 学習参考書 教科書 ピアノ コンパクトディスク 新聞代（全国紙） 月刊誌 週刊誌 辞書 単行本 放送受信料 演劇観覧料 プロ野球観覧料 サッカー観覧料 競馬場入場料 美術館入館料（独立行政法人） インターネット 接続料 音楽ダウンロード料 ハンドバッグ（輸入 品） たばこ 介護料 振込手数料 傷害保険料 遊園地入園料	総務省調 査品目

別表 2

調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	閲覧の場所	備考
<u>【動向編】</u> <u>(調査品目の価格)</u> ●主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市） ●全国統一価格品目の価格	東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで 他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで、ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで	e-Stat	インターネットへの掲載。追って、報告書を刊行。
●主要品目の年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の4月末日まで		
<u>(消費者物価指数)</u> ●全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の基本分類指数 ●全国、東京都区部の財・サービス分類指数 ●全国の世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数	東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、他は、原則として、調査月の翌月の末日まで（年平均結果は、調査年の12月分、年度		

別表 2

調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	閲覧の場所	備考
<u>(調査品目について)</u> ●主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口15万以上の市） ●全国統一価格品目の価格	東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで 他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで、ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで	e-Stat	インターネットへの掲載。追って、報告書を刊行。
●主要品目の年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の4月末日まで		
<u>(消費者物価指数について)</u> ●全国及び東京都区部について <u>基本分類指数及び財・サービス分類指数</u> ●世帯属性別指数、品目特性別指数、及び総世帯指数 ●都市階級、地方、都道府県庁所在市別につ	東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、他は、原則として、調査月の翌月の末日まで（年平均結果は、調査年の		

別表 2

「調査結果の公表の方法及び期日一覧」について「動向編」と「構造編」に分けて整理するため。また、「8 集計事項」との対応、表現を整理するため。

(案)

小売物価統計調査に関する調査計画（変更後）

1 調査の名称

小売物価統計調査

2 調査の目的

小売物価統計調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにするとともに、毎年の地域別、事業所の形態別等の構造を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

商品の販売又はサービスの提供が事業として行われている事業所及び民営借家に居住している世帯

4 報告を求める者

(1) 数

【動向編】

約 28,000 事業所及び約 25,000 世帯

【構造編（地域別）】

約 500 事業所

【構造編（店舗形態別）】

約 1,000 事業所

【構造編（銘柄別）】

約 15 事業所

(2) 選定の方法（☐全数 ☒無作為抽出 ☒有意抽出）

【動向編】

ア 無作為抽出

別表 1 の 2 の項に掲げる品目「家賃（民営借家）」については、総務大臣が定める調査地域内において無作為抽出した調査地区に居住する民営借家世帯を、都道府県知事が選定する。

なお、調査地区は、国勢調査調査区に基づいている。

イ 有意抽出

(ア) 別表 1 の 1 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が調査地区を設定し、設定した調査地区から当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(イ) 別表 1 の 3 の項に掲げる品目（以下「都道府県調査品目」という。）については、都道府県知事が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(ウ) 別表 1 の 4 の項に掲げる品目（以下「総務省調査品目」という。）については、総務大臣が当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（地域別）】

別表 1 の 5 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都道府県知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（店舗形態別）】

別表 1 の 6 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、道府県知事が、必要な店舗の形態別に、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

【構造編（銘柄別）】

別表 1 の 7 の項に掲げる品目については、総務大臣が定める調査地域内において、都知事が、当該品目を販売し、又は提供している代表的な事業所を選定する。

(3) 報告義務者

ア 「家賃（民営借家）」については、選定した世帯（以下「調査世帯」という。）の世帯主及びこれに準ずる者が報告しなければならない。

イ 別表 1 に掲げる品目（以下「調査品目」という。）のうち「家賃（民営借家）」以外の調査品目については、選定した事業所（以下「調査事業所」という。）の事業主（事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業所の事業主に代わる者）が報告しなければならない。

ウ 報告は、ア及びイにより報告しなければならない者が、総務大臣、都道府県知事及び統計調査員の質問に答えることにより行うものとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項（事業所の名称、事業主の氏名、所在地等）を調査する。

(2) 基準となる期日又は期間

以下の調査品目の区分に応じ、当該区分に定める期日現在によって行う。ただし、これらの期日により難しい場合は、総務大臣が別に定める期日とする。

ア 別表 1 の 1 の項、5 の項、6 の項及び 7 の項（以下「調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）」という。）

毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日。ただし、一部の生鮮食料品等については、毎月の 5 日、12 日及び 22 日を含む各週の水曜日、木曜日又は金曜日

イ 家賃（民営借家）

毎月の 12 日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日

ウ 都道府県調査品目

毎月の 12 日を含む週の水曜日。ただし、宿泊料については、毎月の 5 日を含む週の金曜日（休日の前日である場合にあっては、翌週の月曜日）及び土曜日

エ 総務省調査品目

毎月の 12 日を含む週の水曜日。ただし、遊園地入園料については、毎月の 12 日を含む週の日曜日

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

ア 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。） 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

イ 家賃（民営借家） 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

ウ 都道府県調査品目 総務省－都道府県－報告者

エ 総務省調査品目 総務省－報告者

（2）調査方法（☒調査員調査 ☐郵送調査 ☐オンライン調査 ☒その他（都道府県調査及び総務省調査））

ア 調査の方法

（ア）調査員調査

① 調査員調査品目（家賃（民営借家）を除く。）

前記 5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査事業所ごとに質問することにより行う。

② 家賃（民営借家）

a 前記 5（1）に記載する報告を求める事項について、統計調査員が調査世帯ごとに質問することにより行う。

b 調査世帯の世帯主及びこれに準ずる者の不在その他の事由により、a の方法による調査を行うことができないときは、当該調査世帯に民営借家を賃貸している事業所の事業主又は事実上当該事業所の事業主に代わる者に質問することにより調査することができる。

（イ）その他（都道府県調査及び総務省調査）

前記 5（1）に記載する報告を求める事項について、総務大臣及び都道府県知事がそれぞれ調査事業所ごとに質問することにより行う。

（ウ）電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出

(ア) 及び (イ) に係る調査票及びその他の調査関係書類の提出は、総務省が設置する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内における別表 1 の 1 の項、2 の項、5 の項、6 の項及び 7 の項に掲げる品目（以下「調査員調査品目」という。）に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の作成並びにこれに附帯する事務を行う。

(イ) (ア) にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査員調査品目に係る小売物価統計調査の調査票及びその他の調査関係書類の検査並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

(ウ) (ア) 及び (イ) にかかわらず、特別の事情により調査員が (ア) の事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

【動向編】

毎月

【構造編（地域別）】

隔月（奇数月）（平成 25 年 1 月以降）

【構造編（店舗形態別、銘柄別）】

隔月（偶数月）（平成 25 年 1 月以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査員及び指導員は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票及びその他の調査関係書類を提出する。

6 (2) ア (ウ) に記載する電子情報処理組織による調査票及びその他の調査関係書類の提出については、調査員、指導員及び都道府県知事によって総務省が設置する電子計算機に記録がなされた時をもって、それぞれ提出されたものとみなす。

8 集計事項

次の事項について集計する。

【動向編】

(1) 調査品目の価格

主要品目の都市別小売価格（都道府県庁所在市及び人口 15 万以上の市）

全国統一価格品目の価格

主要品目の年平均価格（市町村別）

(2) 消費者物価指数

ア 基本分類指数

全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の指数

イ 財・サービス分類指数

全国、東京都区部の指数

ウ 世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数

全国の指数

エ 中間年バスケット指数

全国の指数

【構造編（地域別）】

(1) 調査品目の価格

年平均価格（市町村別）

(2) 地域差指数

動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数

【構造編（店舗形態別）】

動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）

【構造編（銘柄別）】

主要銘柄の年平均価格（東京都区部）

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネット（e-Stat）への掲載、閲覧に供する方法等で公表する（別表 2）。

10 使用する統計基準

使用する場面がないため、統計基準は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者
調 査 票	3 年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が 転写されている電磁的記録	永 年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写さ れているマイクロフィルム若し くは電磁的記録	永 年	総務省統計局長

- 12 立入検査等の対象とすることができる事項
当該事項なし

別表 1

品 目	調査区分
【動向編】	
1 うるち米 もち米 食パン あんパン カレーパン ゆでうどん 干しうどん スパゲッティ 即席めん 生中華めん ゆで沖縄そば 小麦粉 もち さけ たこ えび あさり ほたて貝 塩さけ たらこ しらす干し 干しあじ ししゃも いくら 煮干し さつ ま揚げ ちくわ かまぼこ かつお節 魚みそ漬 塩辛 魚介つく だ煮 まぐろ缶詰 牛肉 豚肉 鶏肉 レバー ハム ソーセージ ベーコン ポーク缶詰 牛乳 粉ミルク バター チーズ ヨー グルト 鶏卵 もやし さつまいも じゃがいも さといも にん じん ごぼう ながいも しょうが 生しいたけ えのきだけ し めじ あずき 干しいたけ のり わかめ こんぶ ひじき 豆 腐 油揚げ 納豆 こんにゃく 梅干し たくあん漬 はくさい漬 キムチ こんぶつくだ煮 スイートコーン缶詰 レモン グレー プフルーツ オレンジ キウイフルーツ みかん缶詰 食用油 マ ーガリン 食塩 しょう油 みそ 砂糖 酢 ソース トマトケチ ャップ マヨネーズ ドレッシング ジェム カレールウ 即席ス ープ 風味調味料 液体調味料 ふりかけ 中華合わせ調味料 パ スタソース 混ぜごはんのもと ようかん まんじゅう だいふく 餅 カステラ ケーキ シュークリーム プリン ゼリー ビスケ ット あめ せんべい チョコレート 落花生 チューインガム アイスクリーム ポテトチップス 弁当 すし（弁当） 調理パン おにぎり 冷凍調理ピラフ 調理パスタ うなぎかば焼き サラ ダ 煮豆 コロッケ 豚カツ からあげ やきとり 冷凍調理コロ ッケ 冷凍調理ハンバーグ 調理カレー ぎょうざ 焼き魚 きん ぴら 緑茶 紅茶 茶飲料 コーヒー豆 コーヒー飲料 インスタ ントコーヒー 果実飲料 野菜ジュース コーラ 乳酸菌飲料 ス ポーツドリンク ミネラルウォーター 清酒 焼酎 ウイスキ ー ワイン ビール 発泡酒 チューハイ ビール風アルコール飲 料 うどん 中華そば 沖縄そば スパゲッティ（外食） すし（ 外食） 親子どんぶり 天どん 牛どん カレーライス ぎょうざ （外食） ハンバーグ フライ 焼肉 お子様ランチ サンドイッ チ（外食） ハンバーガー ピザパイ（配達） ドーナツ フライ ドチキン コーヒー ビール（外食） システムキッチン システ ムバス 温水洗浄便座 給湯機 板材 錠 塗料 畳表取替費 板 ガラス取替費 ふすま張替費 大工手間代 左官手間代 植木職手 間代 塀工事費 水道工事費 ルームエアコン取付け料 プロパン ガス 灯油 自動炊飯器 電子レンジ 電気ポット ガステーブル 電気冷蔵庫 電気掃除機 電気洗濯機 電気アイロン ルームエ アコン 石油暖房器具 電気カーペット 整理だんす 食堂セット 食器戸棚 目覚まし時計 照明器具 カーペット カーテン ベ ッド 布団 毛布 敷布 布団カバー 飯茶わん 皿 コーヒーわ ん皿 ガラスコップ ワイングラス 台所用密閉容器 なべ フラ イパン たわし 浄水器 照明ランプ タオル マット ビニール ホース ヘルスメーター ラップ ポリ袋 ティッシュペーパー ト イレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 殺虫剤 防虫剤 芳 香消臭剤 柔軟仕上剤 キッチンペーパー モップレンタル料 振 袖 袋帯 背広服 男子上着 男子ズボン 男子コート 男子学生 服 ワンピース 婦人スーツ スカート 婦人スラックス 婦人オ ーバー 婦人ブレザー 女子学生服 男児ズボン 女児スカート 乳児服 ワイシャツ スポーツシャツ 男子セーター 婦人ブラウ ス 婦人Tシャツ 婦人セーター 子供Tシャツ 男子シャツ 男 子パンツ 男子パジャマ ブラジャー 婦人ショーツ ランジェリ ー 子供シャツ 帽子 ネクタイ 男子靴下 パンティストッキング グ 婦人ソックス ベルト マフラー 男子靴 婦人靴 運動靴	調査員調査品目

	子供靴 スリッパ 婦人サンダル 洗濯代 靴修理代 被服賃借料 感冒薬 胃腸薬 ビタミン剤 ドリンク剤 皮膚病薬 はり薬 目薬 鼻炎薬 漢方薬 浴用剤 生理用ナプキン 紙おむつ 眼鏡 コンタクトレンズ 体温計 血圧計 コンタクトレンズ用剤 マッサージ料金 自転車 自動車ガソリン 自動車タイヤ 自動車バッテリー カーナビゲーション ETC車載器 自動車ワックス 自動車整備費 自動車オイル交換料 車庫借料 駐車料金 洗車代 電話機 携帯電話機 運送料 テレビ 携帯型オーディオプレーヤー ビデオレコーダー カメラ ビデオカメラ 学習机 パーソナルコンピュータ プリンタ 電子辞書 ボールペン マーキングペン ノートブック OA用紙 プリンタ用インク セロハン粘着テープ 筆入れ グローブ ゴルフクラブ テニスラケット 釣ざお トレーニングパンツ 水着 人形 がん具自動車 組立がん具 家庭用ゲーム機 ゲームソフト 記録型ディスク ビデオソフト メモリーカード ペットフード ペット美容院代 園芸用肥料 園芸用土 植木鉢 乾電池 月謝(学習塾に係るものを除く。) 映画観覧料 ゴルフ練習料金 フィットネスクラブ使用料 カラオケルーム使用料 写真プリント代 ビデオソフトレンタル料 獣医代 理髪料 パーマネント代 ヘアカット代 ヘアカラーリング代 エステティック料金 電気かみそり 歯ブラシ 化粧石けん 洗顔料 シャンプー 歯磨き ヘアコンディショナー ヘアカラー 整髪料 ヘアトニック クリーム 化粧水 ファンデーション 口紅 乳液 ボディソープ 男子洋傘 通学用かばん ハンドバッグ(輸入品を除く。) 旅行用かばん 指輪 腕時計 ハンカチーフ	
	まぐろ あじ いわし かつお かれい さば さんま たい ぶり いか かき(貝) キャベツ ほうれんそう はくさい ねぎ レタス ブロッコリー アスパラガス だいこん たまねぎ れんこん えだまめ さやいんげん かぼちゃ きゅうり なす トマト ピーマン にがうり とうが りんご みかん いよかん なし ぶどう かき(果物) もも すいか メロン いちご さくらんぼ バナナ 切り花	調査員調査品目 (うち一部の生鮮食料品等)
2	家賃(民営借家)	調査員調査品目
3	学校給食費 家賃(公的住宅) 水道料 家政婦給料 清掃代 下水道料金 診察料(国民健康保険) 入院費 人間ドック受診料 予防接種料 PTA会費 バス代 タクシー代 自動車免許手数料 中学校授業料 高等学校授業料 大学授業料 短期大学授業料 幼稚園保育料 専門学校授業料 月謝(学習塾) 予備校授業料 新聞代(地方・ブロック紙) 自動車教習料 ケーブルテレビ利用料 ゴルフプレー料 テニスコート使用料 プール使用料 ボウリングゲーム代 美術館入館料(公立) 入浴料 印鑑証明手数料 戸籍抄本手数料 パスポート取得料 保育所保育料 宿泊料	都道府県調査品目
4	家賃(独立行政法人都市再生機構) 火災保険料 電気代 ガス代 リサイクル料金 サプリメント 診察料(国民健康保険によるものを除く。) 鉄道運賃 航空運賃 外国パック旅行費 乗用車 高速自動車道路料金 自動車保険料 信書送達料 通話料 レンタカー料金 学習参考書 教科書 ピアノ コンパクトディスク 新聞代(全国紙) 月刊誌 週刊誌 辞書 単行本 放送受信料 演劇観覧料 プロ野球観覧料 サッカー観覧料 競馬場入場料 美術館入館料(独立行政法人) インターネット接続料 音楽ダウンロード料 ハンドバッグ(輸入品) たばこ 介護料 振込手数料 傷害保険料 遊園地入園料	総務省調査品目
【構造編】		

5	うるち米 食パン あんパン カレーパン 干しうどん 即席めん たらこ さつま揚げ ちくわ かまぼこ 牛肉 豚肉 鶏肉 ハム ソーセージ 牛乳 ヨーグルト 鶏卵 のり こんぶ 納豆 こんにゃく 梅干し こんぶつくだ煮 食用油 しょう油 みそ 砂糖 マヨネーズ ビスケット あめ せんべい チョコレート アイスクリューム ゼリー ポテトチップス おにぎり サラダ コロッケ インスタントコーヒー 清酒 焼ちゅうビール 発泡酒 ビール風アルコール飲料 ラップ ティッシュペーパー トイレットペーパー 台所用洗剤 洗濯用洗剤 化粧石けん 歯磨き ヘアコンディショナー 整髪料 化粧水 ボディークーソープ	調査員調査品目
6	うるち米 豚肉 コロッケ ビール ティッシュペーパー 洗濯用洗剤 ドリンク剤 紙おむつ シャンプー	調査員調査品目
7	生中華めん ヨーグルト 液体調味料 洗濯用洗剤 男子靴下 婦人ソックス テレビ 携帯型オーディオプレーヤー 家庭用ゲーム機	調査員調査品目

調査結果の公表の方法及び期日一覧

公表に係る集計事項	公表の期日等	閲覧の場所	備考
【動向編】 (調査品目の価格) ●主要品目の都市別小売価格(都道府県庁所在市及び人口15万以上の市) ●全国統一価格品目の価格	東京都区部及び全国統一価格品目は、原則として、調査月の末日まで 他の都市は、原則として、調査月の翌月の末日まで、 ただし、「自動車ガソリン」の都市別小売価格は、原則として、調査月の翌月20日まで	e-Stat	インターネットへの掲載。追って、報告書を刊行。
●主要品目の年平均価格(市町村別)	原則として、調査年の翌年の4月末日まで		
(消費者物価指数) ●全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別の基本分類指数 ●全国、東京都区部の財・サービス分類指数 ●全国の世帯属性別指数、品目特性別指数、連鎖指数	東京都区部は、原則として、調査月の末日まで、他は、原則として、調査月の翌月の末日まで (年平均結果は、調査年の12月分、年度平均は3月分と同時)		
●全国の中間年バスケット指数	原則として、調査年の翌年1月末日まで		

【構造編（地域別）】 (調査品目の価格) ●年平均価格（市町村別）	原則として、調査年の翌年の6月末日まで		
(地域差指数) ●動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数			
【構造編（店舗形態別）】 ●動向編の結果と併せて、主要品目の店舗の形態別年平均価格（全国及び都道府県庁所在市）			
【構造編（銘柄別）】 ●主要銘柄の年平均価格（東京都区部）			

小売物価統計調査の実施の必要性

小売物価統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である小売物価統計を作成するための調査である。

小売物価統計調査は、月々の小売価格の変化を明らかにするほか、経済施策を的確に推進する上で極めて重要な指標である消費者物価指数その他消費生活に関する全国及び地域別の経済施策の基礎資料を作成するために不可欠である。

小売物価統計調査により作成された統計に関する利用実態

①行政上の施策への利用

- ◆揮発油税等の課税の停止・停止解除を判断するための指標
 - ◆日本銀行が金融政策を判断するための物価指標
 - ◆年金等の給付見直し及び最低賃金・診療報酬の見直しの際の基礎資料
 - ◆公共料金の上限值を決める際の資料
 - ◆規制改革の効果を検証する際の基礎資料
 - ◆物価連動国債の想定元金額の算出資料
- など

②その他

- ◆都道府県が作成する消費者物価指数への利用
 - ◆各国の国内総生産（GDP）の実質比較を行うことを目的とした、国際比較プログラム（ICP）のための価格データの提供
 - ◆学術研究及び民間企業等における物価に関する分析の際の基礎資料
- など



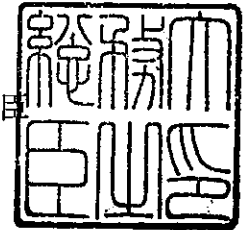
(資料 2 - 6)

総統物第 165 号

平成 23 年 11 月 9 日

総 務 大 臣 殿

総 務 大 臣



基幹統計調査の中止について（申請）

下記調査の中止について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に係る書類を添えて、申請します。

記

全国物価統計調査

主管部課	統計局統計調査部消費統計課物価統計室		
事務担当者	須藤 英明	電話 03 (5273) 1179	
		e-mail w-bukka@soumu.go.jp	



別紙

申請事項記載書

1 調査の名称 全国物価統計調査

2 中止の理由及び時期

全国物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う事業所を調査し、地域別、事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和 42 年から実施している。

全国物価統計調査については、5 年ごとに実施してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5 年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきたこと、日本銀行、エコノミスト、学識経験者などの利用者から、物価構造の解明、構造変化の把握及び動向調査への反映を 5 年よりも短い周期で行うことが求められていること等を受け、平成 24 年実施の同調査は、発展的に見直し、地域差などの分析の視点に応じて調査地域、調査品目を大幅に重点化し、小売物価統計調査へ統合した上で、中止することとする。

3 中止後の措置

全国物価統計調査の結果は、全国物価地域差指数編、店舗価格編及び通信販売価格編から構成されており、それらに対する措置は次のとおりである。

(1) 全国物価地域差指数編及び店舗価格編

全国物価地域差指数編及び店舗価格編の主要な統計については、新たに創設する小売物価統計調査の構造編により作成する。集計事項は減少するものの、変更後の小売物価統計調査において、主要な事項をより短い 1 年周期で把握することとする。

(2) 通信販売価格編

通信販売については、購入先別 1 世帯当たり 1 か月間の支出割合（不詳を除く）（平成 21 年全国消費実態調査（基幹統計調査））をみると、購入先が通信販売の割合は 3.3%と小さい。全体として物価に与える影響は大きくないと考えられることから、通信販売価格については、把握しないこととする。

全国物価統計調査に関する統計法第7条第2項の承認申請事項

第1 目的、事項、範囲、期日及び方法

1 目的

全国物価統計調査は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う事業所を調査し、地域別、事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 事項

調査票（様式第1号から第9号）により、次の事項を調査する。

(1) 事業所に関する事項

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 形態
- エ 従業者数
- オ 経営に関する事項
- カ 主な仕入先

(2) 品目に関する事項

- ア 販売価格又は料金
- イ 銘柄に関する事項

(3) 商業統計調査の利用について

別表第1及び第4に掲げる品目を販売し、又は提供している事業所に関する事項の「開設時期」、「年間商品販売額」、「売場面積」、「駐車場の有無」、「営業時間」及び「立地環境特性」については、商業統計調査の調査票を目的外使用により利用する。

(4) 事業所・企業統計調査の利用について

別表第2及び第6に掲げる品目を提供している事業所に関する事項の「経営組織」、「従業者数」、「開設時期」及び「支店の有無」については、事業所・企業統計調査の調査票を目的外使用により利用する。

3 範囲

総務大臣が指定する約680市町村（人口が10万以上の市及び総務大臣が選定する人口10万未満の市町村）において、別表第1、第3及び第4に掲げる品目を販売し、又は提供している事業所のうち、総務大臣が選定する事業所及び別表第2に掲げる品目を提供している事業所のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が選定する事業所、並びに、別表第5及び第6に掲げる品目を販売し、又は提供している事業所・企業のうち全国から総務大臣が選定する約17万事業所・企業（以下「調査事業所」という。）。

4 期日

全国物価統計調査は、直前の全国物価統計調査を行った年から5年目に当たる年に行う。

調査は、実施年の11月19日を含む週の水曜日（別表第4に掲げる品目を販売している調査事業所については、同日を含む週の前週の木曜日から同日を含む週の水曜日までの1週間、また、別表6に掲げる品目を提供している調査事業所については、同日を含む週の水曜日及び土曜日）現在によって行う。

5 方法

(1) 調査の流れ

ア 別表第3、第5及び第6に掲げる総務省調査品目の調査

調査は、総務大臣が行う。

イ 別表第2に掲げる市町村調査品目の調査

調査は、総務省—都道府県—市町村の流れにより行う。

ウ 別表第1に掲げる調査員調査品目及び別表第4に掲げる調査員調査品目（週間価格調査品目）の調査

調査は、総務省—都道府県—市町村—統計調査員（又は民間事業者）の流れにより行う。また、総務大臣が指定する企業（以下「本社等一括調査企業」という。）については、総務大臣が行う。

(2) 統計調査員

ア 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区内の調査事業所に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務（以下「調査員事務」という。）を行う。

イ 「ア」の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

ウ 「ア」及び「イ」の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が「ア」の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

(3) 民間事業者

ア 市町村長から、実地調査に係る業務を受託した民間事業者は、当該市町村長の担当調査区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。

イ 民間事業者は、定められた仕様書に基づき、統計調査員に代わり、調査員事務を行う。

(4) 調査の方法

調査は、調査員（(2)のウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。）又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者が、別表第1及び第4に掲げる品目を販売し、

又は提供している調査事業所（本社等一括調査企業に属する調査事業所を除く。）ごとに調査票を配布し、及び収集することにより行い、市町村長が別表第2に掲げる品目を提供している調査事業所ごとに質問することにより行い、総務大臣が別表第1及び第4に掲げる品目を販売し、又は提供している調査事業所が属する本社等一括調査企業ごとに調査票を送付し、及び回収することにより行い、別表第3及び第6に掲げる品目を提供している調査事業所ごとに質問することにより行い、及び別表第5に掲げる品目を販売している調査事業所ごとに調査票を送付し、及び回収することにより行う。

(5) 申告の方法

ア 別表第1及び第4に掲げる品目を販売し、又は提供している調査事業所にあつては、当該事業所の事業主（当該事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、様式第1号から様式第6号までの調査票に記入し、及び調査員等又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者の使用される者の質問に答える方法により行う。ただし、本社等一括調査企業に属する調査事業所にあつては、本社等一括調査企業を代表するものが一括して様式第1号から様式第6号までの調査票に記入する方法により行う。

イ 別表第2に掲げる品目を提供している調査事業所にあつては、当該事業所の事業主が様式第7号の調査票に基づく市町村長の質問に答える方法により行う。

ウ 別表第3及び第6に掲げる品目を提供している調査事業所にあつては、当該事業所の事業主が様式第7号の調査票に基づく総務大臣の質問に答える方法により行い、及び別表第5に掲げる品目を販売している調査事業所にあつては、当該事業所の事業主が様式第8号及び第9号の調査票に記入する方法により行う。

エ 「ア」に規定する本社等一括調査企業及び「ウ」に規定する別表第5に掲げる品目を販売している調査事業所にあつては、総務省の使用にかかる電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。なお、電子情報処理組織により調査票を提出しようとする者の機器等の基準は総務大臣が定めるとおりとする。

第2 集計事項及び集計方法

1 集計事項

次の事項について、全国、都市階級、地方、大都市圏、都道府県等の別に集計する。集計事項の詳細は別紙のとおり。

ア 販売特性、業態、立地環境、事業所の基本的属性別価格分布及び平均価格に関する事項

イ 世帯属性、品目基本分類、財・サービス分類別全国物価地域差指数

ウ 販売特性、業態、立地環境、事業所の基本的属性別調査事業所に関する事項

2 集計方法

集計は、総務省において行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。

第3 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、平成20年6月以降、集計の完了したものから逐次報告書の刊行若しくは結果原表の閲覧又は電磁的記録を紙面等に表示し、閲覧に供する方法により公表する。

第4 関係書類の保存期間及び保存責任者

関 係 書 類 名	保存期間	保 存 責 任 者
調 査 票	3 年	総務省統計局長
調査票の内容（名称を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

第5 経費の概算

平成19年度所要経費約3億4千万円
(平成20年度以降は未定)

別表第 1

調 査 員 調 査 品 目

うるち米 (注)	ケーキ	スポーツシャツ (注)
食パン	せんべい	婦人Tシャツ (注)
あんパン	ビスケット	婦人セーター (注)
ゆでうどん	ポテトチップス	子供Tシャツ (注)
即席めん	チョコレート	男子シャツ (注)
生中華めん	アイスクリーム	婦人ショーツ (注)
もち	弁当	子供シャツ
まぐろ	おにぎり	男子靴 (注)
さけ	調理パン	婦人靴
ぶり	うなぎかば焼き	男子靴下 (注)
いか	サラダ	感冒薬
えび	からあげ	胃腸薬
あさり	冷凍調理コロッケ	ビタミン剤
塩さけ	煮豆	漢方薬
たらこ	緑茶	サプリメント (注)
かまぼこ	茶飲料	紙おむつ
まぐろ缶詰	インスタントコーヒー	生理用ナプキン
牛肉	コーヒー飲料	眼鏡フレーム
豚肉	果実・野菜ジュース	自転車
鶏肉	炭酸飲料	自動車ガソリン
ハム	乳酸菌飲料	自動車タイヤ
ソーセージ	ミネラルウォーター (注)	テレビ (注)
牛乳 (店頭販売によるもの)	清酒	DVDレコーダー (注)
粉ミルク	焼ちゅう	パーソナルコンピュータ (注)
ヨーグルト	ビール	デジタルカメラ
鶏卵	発泡酒	OA用紙
キャベツ	プロパンガス	トレーニングウェア
ほうれんそう	灯油	テレビゲーム
ねぎ	電気炊飯器 (注)	花
ばれいしょ	電気冷蔵庫 (注)	ペットフード
だいこん	電気洗濯機 (注)	園芸用土
にんじん	ルームエアコン (注)	写真プリント代
たまねぎ	食堂セット	歯ブラシ
きゅうり	カーペット	シャンプー
トマト	カーテン	整髪料
生しいたけ	洋掛布団 (注)	化粧クリーム
のり	皿	化粧水
豆腐	なべ	ファンデーション (注)
納豆	蛍光ランプ	かばん (注)
こんにゃく	タオル	腕時計
りんご	トイレットペーパー	洋 傘
みかん	台所用洗剤	
バナナ	洗濯用洗剤	
果物缶詰	ラップ	
食用油	背広服 (注)	
しょう油	男子上着	
みそ	男子ズボン	
液体調味料	婦人上着 (注)	
ようかん	婦人スラックス (注)	
まんじゅう	男児ズボン	
1 4 1 品目		

(注) 店舗において販売されているほか、通信販売の方法により販売されるものを含む。

別表第 2

市町村調査品目

牛乳（配達）
うどん
中華そば
すし
カレーライス
ぎょうざ
焼肉
ピザパイ
コーヒー
ビール（外食）
学校給食費
植木職手間代
都市ガス代
水道料
下水道料金
粗大ごみ処理手数料
洗濯代
マッサージ料金
鉄道運賃
バス代
タクシー代
自動車整備費
車庫借料
幼稚園保育料
補習教育料
月謝
フィットネスクラブ使用料
自動車教習料
獣医代
理髪料
美容料
結婚式場料
葬儀料
保育所保育料
3 4 品目

別表第 3

総務省調査品目

電話通信料
介護サービス料
放送受信料
3 品目

別表第 4

調査員調査品目
（週間価格調査品目）

食パン
即席めん
塩さけ
牛肉
豚肉
牛乳（店頭販売によるもの）
ヨーグルト
鶏卵
食用油
しょう油
液体調味料
茶飲料
インスタントコーヒー
果実・野菜ジュース
ビール
トイレットペーパー
台所用洗剤
洗濯用洗剤
ラップ
紙おむつ
2 0 品目

別表第 5

総務省調査品目

うるち米(注)
ミネラルウォーター(注)
電気炊飯器(注)
電気冷蔵庫(注)
電気洗濯機(注)
ルームエアコン(注)
洋掛布団(注)
背広服(注)
婦人上着(注)
婦人スラックス(注)
スポーツシャツ(注)
婦人Tシャツ(注)
婦人セーター(注)
子供Tシャツ(注)
男子シャツ(注)
婦人ショーツ(注)
男子靴(注)
男子靴下(注)
サプリメント(注)
テレビ(注)
DVDレコーダー(注)
パーソナルコンピュータ(注)
ファンデーション(注)
かばん(注)
2 4 品目

（注）店舗による販売を行わず、通信販売の方法で販売を行う企業が販売するものに限る。

別表第 6

総務省調査品目

宿泊料
ゴルフプレー料金
2 品目

様式第1号

秘

指定統計第108号
全国物価統計

平成 年 全国物価統計調査

店舗調査票

平成 年 月 日
総務省統計局

調査区番号

：：：：：

店舗番号

：：：：：

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

- ◆記入には必ず黒鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
◆答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
◆数字は、右下の例のように、枠内に1文字ずつ記入してください。

<数字の記入例>

縦線一本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける とじる
： 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
はねない

この調査票は機械にかかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

1 店舗の名称		
2 業 態 ・「調査票の記入のしかた」を参考に当てはまるもの一つを選んでください	一般小売店 ○	スーパー ○
	量販専門店 ○	ドラッグストア ○
	コンビニエンスストア ○	百貨店 ○
	生協 ○	その他 ○
3 従業者数等 ・月 日現在の従業者数を記入してください ・派遣などで受け入れている人も含めます ・別経営の店舗などへ派遣している人は含めません	(1) 従業者数 (パート・アルバイトを除く) 千 百 十 一 ： 人	(2) パート・アルバイト数 8時間換算パート・アルバイト数 百 十 一 ： 人
4 経営に関する事項 ・「調査票の記入のしかた」を参考に当てはまるものを選んでください	(1) 同業の他店舗に比べ 貴店を特徴づけるため何を重視していますか (下の選択肢の番号をそれぞれ記入してください) もっとも重視していること → : 次に重視していること → : 1 低価格 2 高品質・こだわりの商品 3 サービスの充実 4 広告・宣伝 5 営業日・時間の拡充 6 販売形態の多様化 7 顧客確保・客の囲い込み 8 その他 (2) 商品の価格を設定する際に 価格競争を意識する競合店がありますか ○ 競合店がある ○ 競合店はない	
5 割引・特典サービスの有無 ・誰でも利用できる割引・特典について「調査票の記入のしかた」を参考に当てはまるものすべてを記入してください ・会計時に割引・特典サービスを利用する人のおおよその割合を記入してください	(1) 客に対する割引・特典のサービスがありますか ○ サービス有り ○ サービス無し → (「6」へ) (2) サービスの種類は何ですか ○ 会員割引価格 → ○ 少ない ○ 半数 ○ 多い ○ 不明 ○ 価格割引クーポン → ○ 少ない ○ 半数 ○ 多い ○ 不明 ○ ポイント制 → ○ 少ない ○ 半数 ○ 多い ○ 不明 ○ スタンプカード → ○ 少ない ○ 半数 ○ 多い ○ 不明 ○ その他 → ○ 少ない ○ 半数 ○ 多い ○ 不明	
6 通信販売の有無 ・通信販売をしている場合「調査票の記入のしかた」を参考に当てはまるものすべてを記入してください	(1) 店頭販売の他に通信販売をしていますか ○ 行っている ○ 行っていない → (「7」へ) (2) 通信販売の広告媒体は何ですか ○ インターネット (独自のサイト) ○ インターネット (仲介サイト) ○ 携帯サイト (モバイル) ○ テレビ ○ ラジオ ○ ダイレクトメール ○ カタログ ○ 新聞・雑誌広告 ○ 折込チラシ ○ その他	

7 主な商品の仕入先 次の商品を貴店で販売している場合「取扱いあり」に記入し さらにその主な仕入先を一つ選んでください (取扱商品が複数(規格・産地など)あるときは 最も販売数量の多い商品について記入してください)					
商 品	取 扱 い あ り	主 な 仕 入 先			
		(1) メーカー・生産者・ 産 地 か ら 直 接	(2) 卸売業者・ 仲 買 い か ら	(3) 本社・本部から	(4) その他
うるち米	☐	☐	☐	☐	☐
まぐろ	☐	☐	☐	☐	☐
豚肉	☐	☐	☐	☐	☐
牛乳	☐	☐	☐	☐	☐
豆腐	☐	☐	☐	☐	☐
みかん	☐	☐	☐	☐	☐
液体調味料	☐	☐	☐	☐	☐
ケーキ	☐	☐	☐	☐	☐
弁当	☐	☐	☐	☐	☐
果実・野菜ジュース	☐	☐	☐	☐	☐
ビール	☐	☐	☐	☐	☐
ルームエアコン	☐	☐	☐	☐	☐
カーペット	☐	☐	☐	☐	☐
洋掛布団	☐	☐	☐	☐	☐
タオル	☐	☐	☐	☐	☐
洗濯用洗剤	☐	☐	☐	☐	☐
背広服	☐	☐	☐	☐	☐
婦人セーター	☐	☐	☐	☐	☐
婦人靴	☐	☐	☐	☐	☐
ビタミン剤	☐	☐	☐	☐	☐
テレビ	☐	☐	☐	☐	☐
花	☐	☐	☐	☐	☐
化粧水	☐	☐	☐	☐	☐
かばん	☐	☐	☐	☐	☐

秘

指定統計第108号
全国物価統計

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

平成 年全国物価統計調査

価格調査票

平成 年 月 日
総務省統計局

調査区番号

•	•	•	•
•	•	•	•

店舖番号

•	•	•	•
•	•	•	•

◎貴店で取扱いのない品目は、価格欄に〇を記入してください。

◆記入には必ず**黒鉛筆**又は**シャープペンシル**を使用し、間違えた場合は**消しゴム**できれいに消してください。

◆数字は、右の例のように、枠内に1文字ずつ記入してください。

＜数字の記入例＞

[illegible]

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください。

[illegible]

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

[illegible]

様式第3号

秘

指定統計第108号
全国物価統計

平成 年 全国物価統計調査

価格調査票

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

平成 年 月 日
総務省統計局

調査区番号

□□□□

店舗番号

□□□□

◎貴店で取扱いのない品目は、価格欄に0を記入してください。

- ◆記入には必ず黒鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- ◆数字は、右の例のように、枠内に1文字ずつ記入してください。

＜数字の記入例＞

縦線一本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける とじる
□□□□□□□□□□
はねない

この調査票は機械にかかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

品 目	規 格 ・ 商 標	価 格
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円
		千 百 十 一 □, □□□ □ 円

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

品 目	規 格 ・ 商 標	価 格
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円
		千 百 十 一 □. □ □ □ □ 円

様式第4号

秘

指定統計第108号
全国物価統計

平成 年 全国物価統計調査

価格調査票

(野菜、果物、魚、和・洋菓子)

平成 年 月 日

総務省統計局

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

調査区番号

□□□□

店舗番号

□□□□

◎貴店で取扱いのない品目は、価格欄に0を記入してください。

◆記入には必ず黒鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は
消しゴムできれいに消してください。

◆数字は、右の例のように、枠内に1文字ずつ記入してください。

＜数字の記入例＞

縦線一本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける とじる
□ □ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
はねない

この調査票は機械にかかけますので
汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

品 目	重 量	価 格
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円
	千 百 十 一 □, □ □ □ g	千 百 十 一 □, □ □ □ 円

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

品 目	重 量	価 格
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円
	千 百 十 一 □. □ □ □ g	千 百 十 一 □. □ □ □ 円

様式第5号

秘

指定統計第108号
全国物価統計

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

平成 年 全国物価統計調査

価格調査票

(通信販売共通調査票)

平成 年 月 日
総務省統計局

調査区番号 : : : :

店舗番号 : : : :

- ◎ 貴店が通信販売を実施している場合は、店頭販売価格のほかに通信販売価格も記入してください。
通信販売の広告媒体が複数あり、媒体によって設定している価格に違いがある場合には、販売数量の
最も多い媒体の価格を記入してください。
- ◎ 貴店で取扱いのない品目は、価格欄に 0 を記入してください。

- ◆ 記入には必ず黒鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は
消しゴムできれいに消してください。
- ◆ 数字は、右の例のように、枠内に 1 文字ずつ記入してください。

＜数字の記入例＞

縦線一本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける とじる
: 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
はねない

この調査票は機械にかけますので
汚したり
折ったり
丸めたりしないでください

品 目	規 格 ・ 商 標	店頭販売価格	通信販売価格
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円
		十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円	十 万 万 千 百 十 一 : : : , : : : 円

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

品 目	規 格 ・ 商 標	店頭販売価格	通信販売価格
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円
		十 万 万 千 百 十 一 , 円	十 万 万 千 百 十 一 , 円

様式第6号

秘

指定統計第108号
全国物価統計

平成 年 全国物価統計調査

週間価格調査票

平成 年 月 日
総務省統計局

調査区番号 □:□:□:□

店舗番号 □:□:□:□

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

◎貴店で取扱いのない品目は、価格欄に0を記入してください。

- ◆記入には必ず黒鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は
消しゴムできれいに消してください。
- ◆数字は、右の例のように、枠内に1文字ずつ記入してください。

＜数字の記入例＞

縦線一本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける とじる
□:1234567890
はねない

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

品 目						
規格・商標						
1 週 間 の 価 格	日 (木)	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円
	日 (金)	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円
	日 (土)	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円
	日 (日)	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円
	日 (月)	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円
	日 (火)	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円
	日 (水)	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円
1 か月間 (月 日～ 月 日) のうち最も 安い価格		千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円	千 百 十 一 □, □:□:□:□ 円

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

品 目						
規格・商標						
1 週 間 の 価 格	日 (木)	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円
	日 (金)	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円
	日 (土)	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円
	日 (日)	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円
	日 (月)	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円
	日 (火)	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円
	日 (水)	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円
1か月間 (月 日～ 月 日) のうち最も 安い価格		千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円	千 百 十 一 円

平成 年 全 国 物 価 統 計 調 査

指定統計第108号 全国物価統計

サービス料金調査票

平成 年 月 日
総務省統計局

市区町村番号

市区町村名

品目名

調査事業所数: 事業所

[illegible]

様式第8号

秘

指定統計第108号
全国物価統計

平成 年 全国物価統計調査

通信販売調査票

平成 年 月 日
総務省統計局

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

- ◆記入には必ず黒鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は
消しゴムできれいに消してください。
- ◆答えを記入する欄が ○ の場合は、当てはまる ○ を ● のようにぬ
りつぶしてください。
- ◆数字は、右の例のように、枠内に1文字ずつ記入してください。

＜数字の記入例＞

縦線一本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける とじる
はねない

この調査票は機械にかかけますので
汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

1 名称及び電話番号	(1) 名称	(2) 電話番号(代表)
		() 局 番
2 従業者数等 ・ 月 日現在の従業者数を記入してください ・ 派遣などで受け入れている人も含めます ・ 別経営の店舗などへ派遣している人は含めません	(1) 従業者数 (パート・アルバイトを除く) 千 百 十 一 人	(2) パート・アルバイト数 8時間換算パート・アルバイト数 百 十 一 人
3 通信販売の内容 ・ 「調査票の記入のしかた」を参考に当てはまるものすべてを記入してください	(1) 通信販売をしていますか 行っている 行っていない → 記入おわり	
	(2) 通信販売の広告媒体は何ですか インターネット(独自のサイト) インターネット(仲介サイト) 携帯サイト(モバイル) テレビ ラジオ ダイレクトメール カタログ 新聞・雑誌広告 折込チラシ その他	
	(3) 通信販売の取扱商品の仕入先はどこですか 自ら製造 卸売業者から仕入れ 製造業者から仕入れ 委託された商品を販売 その他	
	(4) 販売した商品の代金の支払方法は何ですか クレジットカード コンビニ振込 郵便振替・銀行振込 代金引換 その他	
	(5) 送料は有料ですか 有料 無料 → (「4」へ) すべて有料 配送地域により有料 購入数量・金額により有料 品物により有料 その他	
4 割引・特典サービスの有無 ・ 誰でも利用できる割引・特典について「調査票の記入のしかた」を参考に当てはまるものすべてを記入してください ・ 会計時に割引・特典サービスを利用する人のおおよその割合を記入してください	(1) 客に対する割引・特典のサービスがありますか サービス有り サービス無し	
	(2) サービスの種類は何ですか (3) サービスを利用する人の割合はどの位ですか 会員割引価格 → 少ない 半数 多い 不明 価格割引クーポン → 少ない 半数 多い 不明 ポイント制 → 少ない 半数 多い 不明 その他 → 少ない 半数 多い 不明	

秘

指定統計第108号
全国物価統計

平成 年 全国物価統計調査

通信販売価格調査票

平成 年 月 日
総務省統計局

この調査票は、統計以外の目的には
使用しませんから、ありのままを記入
してください。

- ◎ 貴店で取り扱っている品目について、価格を記入してください。
広告媒体が複数あり、媒体によって設定している価格に違いがある場合には、販売数量の最も多い
媒体の価格を記入してください。
- ◎ 貴店で取扱いのない品目は、価格欄に0を記入してください。

- ◆ 記入には必ず**黒鉛筆又はシャープペンシル**を使用し、間違えた場合は
消しゴムできれいに消してください。
- ◆ 数字は、右の例のように、枠内に1文字ずつ記入してください。

＜数字の記入例＞

縦線一本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける とじる
はねない

： 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

この調査票は機械にかかけますので
汚したり
折ったり
丸めたりしないでください

品 目	規 格 ・ 商 標	価 格
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円
		十 万 万 千 百 十 一 ： ． ． ． ， ． ． ． 円

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください

[illegible]